

第 3 回 出雲地区合併協議会

会議資料

未来と古代が響き合う
日本のふるさと出雲の国づくり

日 時：平成15年2月28日（金）午後3時

場 所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

出雲地区合併協議会委員名簿

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出 雲 市	西尾理弘	川上泰徳	萬代宣雄	江田小鷹	石飛 博	西田郁郎
平 田 市	太田満保	○常松吉幸	日野恵行	伊路見節夫	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食 勲	小島光郎	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐 田 町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	今岡仁左恵	飯塚 勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖 陵 町	桑原壽之	森山克美	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大 社 町	○田中和彦	佐藤 勝	濱崎 勇	小川峰夫	木村槇江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介〔島根県立大学総合政策学部教授〕 吉原弘次〔島根県出雲総務事務所長〕		

会長、○ 副会長

出雲地区合併協議会幹事会名簿

所 属	助 役
出雲市	野津邦男
平田市	長岡秀人
斐川町	新宮義忠
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	中島康男
大社町	藤原博志

各市町合併担当部課長名簿

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
平田市	加田幹男	平田市総務民生部長
	荒木光延	平田市総務民生部総務課長
斐川町	富岡俊夫	斐川町ふるさとデザイン課長
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
多伎町	石飛正登	多伎町総務課長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町企画政策課長

出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	所属市町	備考
事務局長	山田俊司	出雲市	総括
参 与	柴田政樹	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
計画班長	建部敏紀	斐川町	新市建設計画、財政計画関係
調整1班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整2班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整3班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総 務 班	長廻修一	出雲市	
計 画 班	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整1班	森脇雄二	平田市	
	林 辰昭	出雲市	
調整2班	原 康正	平田市	
調整3班	小村裕二	斐川町	

第 3 回 出 雲 地 区 合 併 協 議 会 会 議 次 第

日時：平成15年2月28日（金） 午後3時～

場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 出雲地区合併協議会副会長及び委員の変更について
- 4 副会長あいさつ
- 5 会議録署名委員の指名について
- 6 議事

（1） 報告事項

報告第13号 新市名称・庁舎検討小委員会報告について

（2） 議案事項

議案第12号 出雲地区合併協議会小委員会設置規程の一部改正について

議案第13号 新市建設計画について（協議第5号）

議案第14号 各種事務事業の取扱いについて（協議第6号）

議案第15号 電算システムの取扱いについて（協議第7号）

議案第16号 条例・規則の取扱いについて

（3） 協議事項

協議第8号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

(4) その他

- ・ 出雲地区合併協議会設立記念シンポジウムの開催結果について
- ・ 新市建設計画策定に係る住民アンケートの実施について

7 閉 会

□ 今後の開催日程について

第4回：平成15年3月28日（金）午後3時～ 出雲交流会館 多目的室

第5回：平成15年5月23日（金）午後3時～ 出雲交流会館 多目的室

出雲地区合併協議会副会長及び委員の変更について

(1) 副会長の選任について

会長・副会長については、会長・副会長と委員は別のものと考えられているので、規約により、委員の互選をもって定めることはできないと解されていることから、2市5町の長の協議により、委員となるべき者として第7条第1項に規定する者のうちから選任するものである。

【出雲地区合併協議会規約 抜粋】

(会長及び副会長)
第6条 会長及び副会長は、2市5町の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。
2 会長及び副会長は、非常勤とする。
(委員)
第7条 委員は、次の者(前条第1項の規定により会長及び副会長に選任された者を除く。)をもって充てる。
(1) 2市5町の長
(2) 2市5町の議会の議長及び議会が選出する議員各1名
(3) 2市5町の長が協議して定めた学識経験を有する者24名以内
2 委員は、非常勤とする。

【変更前】

役	職	選任者
会長	2市5町の長	西尾理弘 出雲市長
副会長	2市5町の長	田中和彦 大社町長
副会長	2市5町の議会の議員	日野恵行 平田市議会議長

【退任】

【変更後】

役	職	選任者
会長	2市5町の長	西尾理弘 出雲市長
副会長	2市5町の長	田中和彦 大社町長
副会長	2市5町の議会の議員	常松吉幸 平田市議会議長

【新任】

(2) 委員の変更について

出雲地区合併協議会委員名簿

【変更前】

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出 雲 市	西尾理弘	川上泰徳	萬代宣雄	江田小鷹	石 飛 博	西田郁郎
平 田 市	太田満保	○日野恵行	三代二美男	伊路見節夫	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食 勲	小島光郎	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐 田 町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	今岡仁左恵	飯塚 勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石 飛 正	石飛工ミ子	石 飛 赳
湖 陵 町	桑原壽之	森山克美	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大 社 町	○田中和彦	佐藤 勝	濱崎 勇	小川峰夫	木村槇江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介 [島根県立大学総合政策学部教授] 吉原弘次 [島根県出雲総務事務所長]		

会長、○ 副会長

【変更後】

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出 雲 市	西尾理弘	川上泰徳	萬代宣雄	江田小鷹	石 飛 博	西田郁郎
平 田 市	太田満保	○常松吉幸	日野恵行	伊路見節夫	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食 勲	小島光郎	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐 田 町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	今岡仁左恵	飯塚 勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石 飛 正	石飛工ミ子	石 飛 赳
湖 陵 町	桑原壽之	森山克美	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大 社 町	○田中和彦	佐藤 勝	濱崎 勇	小川峰夫	木村槇江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介 [島根県立大学総合政策学部教授] 吉原弘次 [島根県出雲総務事務所長]		

会長、○ 副会長

報告第 13 号

新市名称・庁舎検討小委員会について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 2 月 2 8 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

新市名称・庁舎検討小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 1 回
新市名称・庁舎検討小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

新市名称・庁舎検討小委員会

	役職	氏 名	委員区分	所属等
1	委員	吉原 弘次	共通委員	島根県出雲総務事務所長
2	委員	西田 郁郎	出雲市学識経験委員	出雲市自治協会連絡協議会会長
3	委員	飯塚 俊之	平田市学識経験委員	平田青年会議所副理事長
4	委員	小島 光郎	斐川町議会議員	広域行政調査特別委員会委員長
5	委員	今岡仁左恵	佐田町学識経験委員	佐田商工会長 佐田町地域合併協議会会長
6	委員	石飛 赳	多伎町学識経験委員	多伎町文化財専門委員
7	委員	中尾 陽	湖陵町学識経験委員	J A いずもふれあい福祉課長 企画集団ペーパームーン代表
8	委員	小川 峰夫	大社町学識経験委員	大社商工会会長

（敬称略）

別紙

第 1 回新市名称・庁舎検討小委員会開催内容

- 1 日時：平成 15 年 2 月 26 日（水）9:55～12:10
- 2 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 2 階会議室
- 3 議題：

（ 1 ）委員長・副委員長の選出について

役 職	氏 名	備 考
委 員 長	吉原 弘次	学識経験委員（共通委員）
副委員長	西田 郁郎	学識経験委員（出雲市）

（ 2 ）会議運営の申し合わせについて

会議開催日 原則月 1 回開催

毎月第 2 金曜日 13:30～15:00

会議の成立 6 名以上の委員の出席をもって成立

（ 3 ）新市の名称について、次の事項について確認した。

公募の実施

選定基準

- ・地域の歴史・文化
- ・地理的特性
- ・アピール度
- ・住民の一体感

- 次回、公募の対象、期間、方法などの確認を行い、上記とあわせて協議会に議案として提案する予定。

（ 4 ）新市の事務所の位置について、次の項目について説明を受け、質疑応答を行った。

検討スケジュール

関係法令

任意協議会確認事項

庁舎方式とその先進事例

2 市 5 町の現況

- 今後、庁舎のあり方や機能などを含め、総合的に検討する予定。

次回：平成 15 年 3 月 14 日（金）9:30～（出雲交流会館）

議案第 12 号

出雲地区合併協議会小委員会設置規程の一部改正について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 2 月 2 8 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会小委員会設置規程の一部改正について

出雲地区合併協議会規約第 1 2 条第 2 項の規定により定めた出雲地区合併協議会小委員会設置規程について、小委員会を追加したいので、別紙のとおり改正する。

□ 小委員会の組織（案）

名 称	所 掌 事 項			構成委員	開催日
	新市建設計画関連	新市建設計画関連	協定項目関連		
第1小委員会	②新市建設計画関連 総務・企画、財政、議会及び消防・防災に関する事項の検討	⑥慣行の取扱い ①一般職の身分の取扱い ②特別職の身分の取扱い ③組織及び機構の取扱い ④消防、救急の取扱い ⑤地方税の取扱い	②各種事務事業の取扱い ・広報広聴関係 ・交通政策関係 ・国内・国際交流関係 ・男女共同参画関係 ・情報公開関係 ・選挙関係 ・地域コミュニティ・行政連絡員関係 ・消防・防災関係	○学識1名×7市町 ○議員1名×7市町 ○共通委員1名	毎月第1金曜日 15:00～ 17:00
第2小委員会	②新市建設計画関連 住民・福祉及び教育・文化に関する事項の検討	④国民健康保険事業の取扱い ⑤介護保険事業の取扱い	④各種事務事業の取扱い ・保健事業関係 ・病院、診療所関係 ・障害者福祉関係 ・高齢者福祉関係 ・児童福祉関係 ・保育関係 ・その他の福祉関係 ・環境関係 ・人権同和関係 ・生涯教育関係 ・文化・スポーツ関係 ・学校教育関係	○学識1名×7市町 ○議員1名×7市町 ○共通委員1名	毎月第2金曜日 15:00～ 17:00
第3小委員会	②新市建設計画関連 産業及び建設・上下水道に関する事項の検討	⑩農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	④各種事務事業の取扱い ・農林関係 ・水産関係 ・観光商工関係 ・建設関係 ・公営住宅関係 ・水道関係 ・下水道関係 ・都市計画関係	○学識1名×7市町 ○議員1名×7市町 ○共通委員1名	
新市名称・庁舎検討小委員会		③新市の名称 ④新市の事務所の位置		○各市町1名×7 ○共通委員（出雲総務事務所長）	毎月第2金曜日 13:30～ 15:00
新市議会制度検討小委員会		⑨議会議員の定数及び任期の取扱い		○学識1名×7市町 ○共通委員1名	

☐

	1週目	2週目	3週目	4週目	5週目
	月・火・水・木・金・土・日	月・火・水・木・金・土・日	月・火・水・木・金・土・日	月・火・水・木・金・土・日	月・火・水・木・金・土・日
合併協議会					
総務・企画・財政・防災 第1委員会					
住民・福祉・文化 第2委員会					
産業・建設・上下水道 第3委員会					
新市名称・庁舎検討					
新市議会制度検討					
首長会議					
幹事会議					
専門部会					
分科会					

出雲地区合併協議会小委員会設置規程の一部を改正する規程（案）

出雲地区合併協議会小委員会設置規程の一部を次のように改正する。

第1条中「規約」の次に「（以下「協議会規約」という。）」を加える。

第2条を次のように改める。

（小委員会の名称及び所掌事項）

第2条 小委員会の名称及び所掌事項は、別表第1のとおりとする。

第3条第1項を次のように改める。

小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が別表第2に掲げる委員のうちから指名する。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名 称	所 掌 事 項	
	新市建設計画関連	合併協定項目関連
第1小委員会	新市建設計画における総務・企画、財政、議会及び消防・防災に関する事項	1 慣行の取扱い 2 一般職の身分の取扱い 3 特別職の身分の取扱い 4 組織及び機構の取扱い 5 消防、救急の取扱い 6 地方税の取扱い 7 各種事務事業の取扱い ア 広報・広聴 イ 交通政策 ウ 国内・国際交流 エ 男女共同参画 オ 情報公開 カ 選挙 キ 地域コミュニティ・行政連絡員 ク 消防・防災
第2小委員会	新市建設計画における住民・福祉及び教育・文化に関する事項	1 国民健康保険事業の取扱い 2 介護保険事業の取扱い 3 各種事務事業の取扱い ア 保健事業 イ 病院及び診療所

		ウ 障害者福祉 エ 高齢者福祉 オ 児童福祉 カ 前３号に掲げる以外の福祉 キ 保育 ク 環境 ケ 人権同和 コ 生涯教育 サ 文化・スポーツ シ 学校教育
第３小委員会	新市建設計画における産業及び建設・上下水道に関する事項	1 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 2 各種事務事業の取扱い ア 農林 イ 水産 ウ 観光商工 エ 建設 オ 公営住宅 カ 水道 キ 下水道 ク 都市計画
新市名称・庁舎検討小委員会		1 新市の名称 2 新市の事務所の位置
新市議会制度検討小委員会		1 議会議員の定数及び任期の取扱い

別表第１の次に次の１表を加える。

別表第２（第３条関係）

名 称	構成委員	委員総数
第１小委員会	1 協議会規約第７条第１項第２号に規定する委員（以下「２号委員」という。）のうちから各市町１名 2 協議会規約第７条第１項第３号に規定する委員（以	１５名以内

	下「3号委員」という。)のうちから各市町1名及び各市町選出委員以外の委員(以下「共通委員」という。)のうちから1名	
第2小委員会	1 2号委員のうちから各市町1名 2 3号委員のうちから各市町1名及び共通委員のうちから1名	15名以内
第3小委員会	1 2号委員のうちから各市町1名 2 3号委員のうちから各市町1名及び共通委員のうちから1名	15名以内
新市名称・庁舎検討小委員会	2号委員又は3号委員のうちから各市町1名及び共通委員のうちから1名	8名以内
新市議会制度検討小委員会	3号委員のうちから各市町1名及び共通委員のうちから1名	8名以内

附 則

この規程は、平成15年2月28日から施行する。

出雲地区合併協議会小委員会設置規程 [改正後全文]

(趣旨)

第1条 この規程は、出雲地区合併協議会(以下「協議会」という。)規約(以下「協議会規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、協議会に設置される小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の名称及び所掌事項)

第2条 小委員会の名称及び所掌事項は、別表第1のとおりとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が別表第2に掲げる委員のうちから指名する。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合は、小委員会に協議会の副会長を委員として参加させることができる。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(会議)

第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(有識者、関係職員等の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて有識者又は関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果について、協議会の会議に報告するものとする。

(任期)

第8条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項について、協議会に報告し、確認を受けた時をもって終了する。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則
この規程は、平成 15 年 1 月 31 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 15 年 2 月 28 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

名 称	所 掌 事 項	
	新市建設計画関連	合併協定項目関連
第 1 小委員会	新市建設計画における 総務・企画、財政、議 会及び消防・防災に関 する事項	1 慣行の取扱い 2 一般職の身分の取 扱い 3 特別職の身分の取 扱い 4 組織及び機構の取 扱い 5 消防、救急の取扱 い 6 地方税の取扱い 7 各種事務事業の取 扱い ア 広報・広聴 イ 交通政策 ウ 国内・国際交流 エ 男女共同参画 オ 情報公開 カ 選挙 キ 地域コミュニテ ィ・行政連絡員 ク 消防・防災
第 2 小委員会	新市建設計画における 住民・福祉及び教育・ 文化に関する事項	1 国民健康保険事業 の取扱い 2 介護保険事業の取 扱い

		3 各種事務事業の取扱い ア 保健事業 イ 病院、診療所 ウ 障害者福祉 エ 高齢者福祉 オ 児童福祉 カ 前3号に掲げる以外の福祉 キ 保育 ク 環境 ケ 人権同和 コ 生涯教育 サ 文化・スポーツ シ 学校教育
第3小委員会	新市建設計画における産業及び建設・上下水道に関する事項	1 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 2 各種事務事業の取扱い ア 農林 イ 水産 ウ 観光商工 エ 建設 オ 公営住宅 カ 水道 キ 下水道 ク 都市計画
新市名称・庁舎検討小委員会		1 新市の名称 2 新市の事務所の位置
新市議会制度検討小委員会		1 議会議員の定数及び任期の取扱い

別表第 2（第 3 条関係）

名 称	構成委員	委員総数
第 1 小委員会	1 協議会規約第 7 条第 1 項第 2 号に規定する委員（以下「2 号委員」という。）のうちから各市町 1 名 2 協議会規約第 7 条第 1 項第 3 号に規定する委員（以下「3 号委員」という。）のうちから各市町 1 名及び各市町選出委員以外の委員（以下「共通委員」という。）のうちから 1 名	1 5 名以内
第 2 小委員会	1 2 号委員のうちから各市町 1 名 2 3 号委員のうちから各市町 1 名及び共通委員のうちから 1 名	1 5 名以内
第 3 小委員会	1 2 号委員のうちから各市町 1 名 2 3 号委員のうちから各市町 1 名及び共通委員のうちから 1 名	1 5 名以内
新市名称・庁舎検討小委員会	2 号委員又は 3 号委員のうちから各市町 1 名及び共通委員のうちから 1 名	8 名以内
新市議会制度検討小委員会	3 号委員のうちから各市町 1 名及び共通委員のうちから 1 名	8 名以内

議案第 13 号

新市建設計画について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 2 月 2 8 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

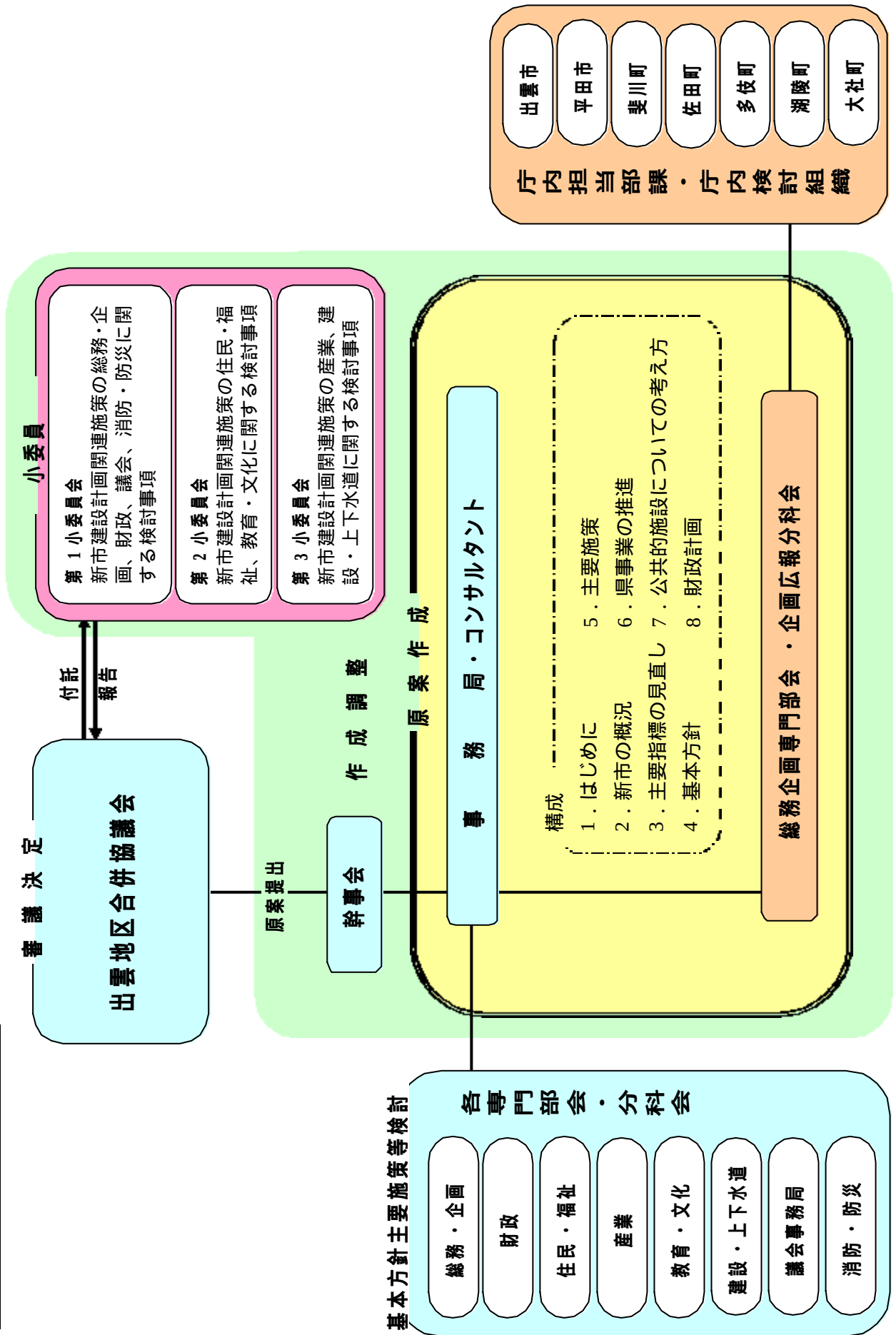
新市建設計画について（協議第 5 号）

合併協定項目 2 5 . 新市建設計画について、次のとおりとする。

新市建設計画策定の進め方については、別紙のとおり新市建設計画検討組織を設け、策定スケジュールにしたがって実施するものとする。

新市建設計画策定の進め方

新市建設計画検討組織



策定スケジュール

協議会	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回
委託業者選定			報告								
基礎資料収集											
先進事例研究											
アンケート調査			実施	報告							
はじめに											
新市の概況				協議						中間まとめ	
主要指標											
基本方針											
主要施策							協議			中間まとめ	
県事業											
公共施設											
財政計画								協議			
住民説明会											実施 報告

10月以降は、住民説明会意見をもとに協議会により中間まとめを修正し案を作成
 県への正式協議
 新市建設計画 最終確認
 総務大臣、知事へ送付

住民参加	住民アンケートの実施 住民説明会の開催 協議会日より、ホームページを通じた広報、意見募集 各市町の合併に係る説明会等を通じた住民意見の集約
------	--

議案第 14 号

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 2 月 2 8 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業の取扱いについて（協議第 6 号）

合併協定項目 2 4 . 各種事務事業の取扱いについては、別紙の基本方針に沿って進めるものとする。

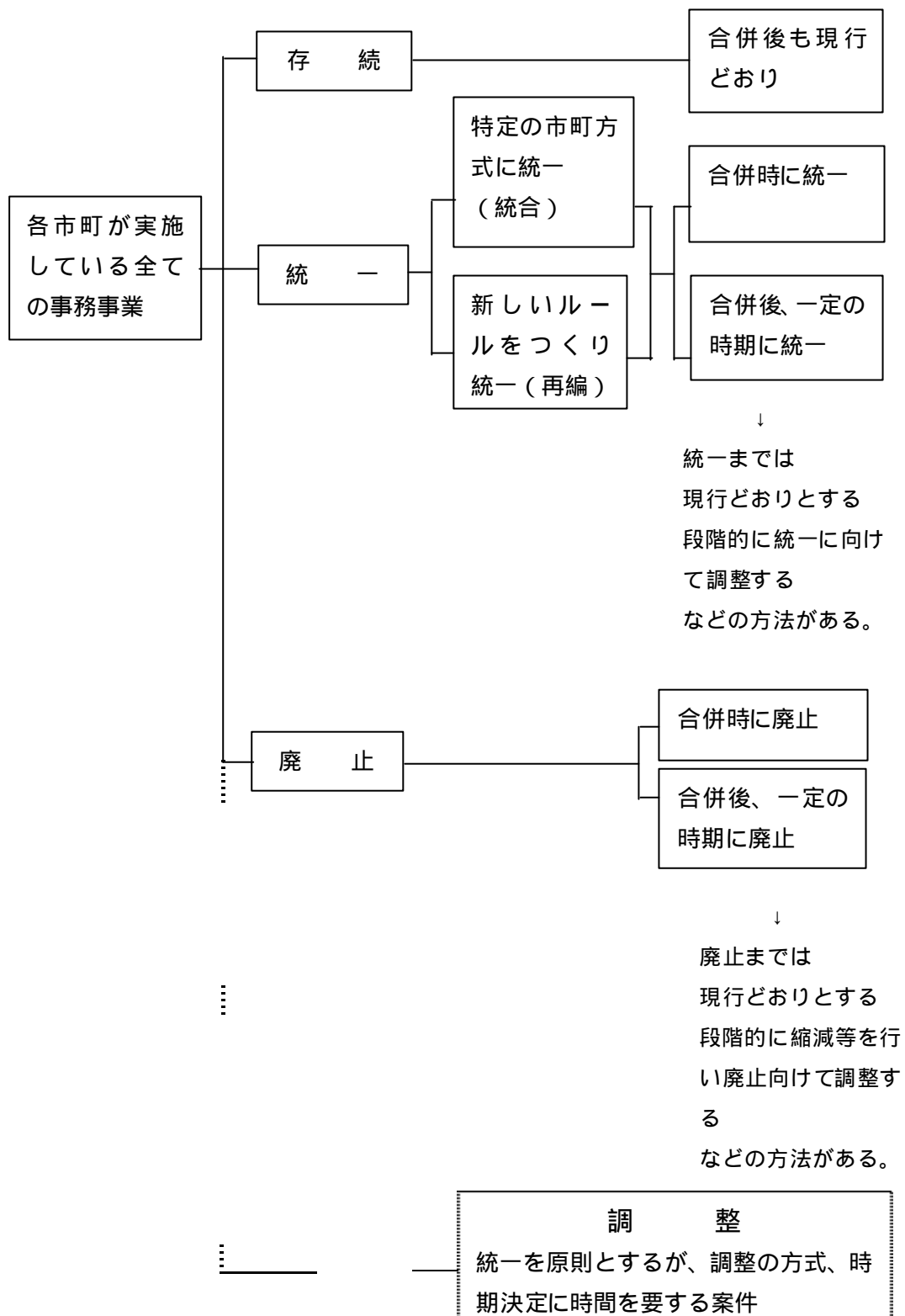
□ 事務事業調整の基本方針

基本原則	行政制度、事務事業の調整にあたっては、以下の基本原則を踏まえて行われる必要がある。 1 <u>一体性確保の原則</u>（新市移行に際し、住民生活に支障の出ないよう、速やかな一体性の確保に努めること） 2 <u>住民福祉向上の原則</u>（住民サービス、福祉の向上に努めること） 3 <u>負担公平の原則</u>（新市において住民負担格差を生じさせないように努めること） 4 <u>健全な財政運営の原則</u>（新市における健全財政運営の確保に努めること、また、新市の規模に適合した事務事業運営の確保に努めること） 5 <u>行政改革推進の原則</u>（費用対効果、行政と民間の役割分担、行政支援のあり方など、事務事業の見直しに努めること）
調整方針	1 調整の基本的な考え方 「合併の是非判断」の具体的協議材料として、また、仮に合併した場合において、関係住民が行政制度の違いにより混乱したり、不利益を受けたりすることがないように、行政制度や事務事業について、事前に、住民生活に及ぼす影響等を含め協議し、その調整の方針等について決定する。 （１）これまでの各市町のまちづくりの歩みを尊重しつつ、新市での速やかな融合、一体化が図られ、合併の効果がメリットとして発揮できるよう努める。 （２）合併後のまちづくりによって、新市の住民生活のより一層の向上を図り、新市住民が等しく高い水準の行政サービスが享受できるよう努める。 （３）地方分権、地方財政制度の変革など、自治体を取り巻く環境変化への対応について十分留意し、事務事業調整と財政試算を連動させた調整に努める。 2 具体的調整方針 各市町のまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併時に一元化を図るものと、合併後に一元化を図るもの、合併後も現行どおり存続させるものを明確に区分する。 住民生活に影響のある項目については、試算等を組み込むなど具体的に提示する。特に負担増を伴うものについては、具体的な理由等を明示する。 各事務事業調整項目の基本方針を協議することとし、詳細については行政事務レベルで調整を図るものとする 事務事業調整の基本的区分は次頁のとおりとする。

事務事業調整の基本区分

(事務事業の取扱い)(統一の方式)

(時 期)



議案第 15 号

電算システムの取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 2 月 28 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

電算システムの取扱いについて（協議第 7 号）

合併協定項目 23 . 電算システムの取扱いについては、下記のとおりとする。

記

電算システムの統合については、合併時に住民サービスの低下を招くことのないように、次のような方針で調整するものとする。

- (1) 合併時に円滑な移行ができるよう早期に調整を行い、電算システムの構築を図るものとする。
- (2) 電算システムの統合に係る経費については、極力抑えるよう努めるものとする。
- (3) 電子自治体推進、住民サービスの公平性の観点から地域情報化に対応するよう努めるものとする。
- (4) 今後の電算システムの新規開発については、2 市 5 町間で調整を図りながら行っていくものとする。

1. 電算システム統合事業の合併前整備の必要性

合併前の統合整備の必要性

現在各市町において、住民情報をはじめとする行政情報は電算システムを運用することにより成り立っている。

合併前にそれぞれのシステムを統合しておかなければ、住民票、戸籍謄抄本、税証明等の発行が出来なくなるなど、業務の停滞等により住民生活に多大な影響を及ぼすことになる。

以上のことから住民サービスに影響のある電算システムについては、合併前に統合しておく必要がある。

2. 電算システム統合事業の今後の進め方

□ 合併協議会で電算システム統合調査・基本計画策定業務委託

3 月中間報告・・・3 月協議会に報告予定

6 月最終報告・・・6 月協議会に報告予定

□ 2 市 5 町の動き

広域事務組合へのスタッフ派遣

4 月から職員 4 名による専属スタッフを派遣

広域事務組合への負担金の予算措置

平成 15 年度当初予算：推進スタッフの職員給与及び事務費の負担金の予算化

□ 出雲市外 6 市町広域事務組合による動き

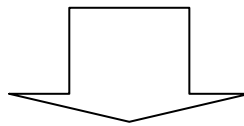
統合推進体制の確保

4 月から職員 4 名による専属スタッフの配置

統合推進のための予算措置

平成 15 年度当初予算：推進スタッフの職員給与及び事務費の予算化

平成 15 年度補正予算：情報管理センターの整備経費及び電算システム統合開発経費の予算化（財源は島根県市町村振興資金貸付金で対応）



電算システム統合化事業スケジュール

情報管理センター整備：電算システム統合調査・基本計画策定業務委託の中間報告を受け、情報管理の拠点の必要性、必要条件を確認しセンター整備の実施（6 月～7 月見込み）

電算統合システム開発：電算システム統合調査・基本計画策定業務委託の最終報告を受け、合併までに整備する必要がある、かつ極力経費を抑えたシステム開発かどうかを確認し実施（7 月～見込み）

議案第 16 号

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 2 月 2 8 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

条例、規則等の取扱いについて

合併協定項目 8 . 条例、規則等の取扱いについては、次のとおりとする。

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整備するものとする。

参考資料：別紙のとおり

1 新設合併における条例・規則等の取扱い

(1) 原則

新設合併の場合、それまで旧市町で施行されていた条例、規則等はすべて効力を失うことになるため、新市において必要な条例・規則等はすべて合併後にあらためて制定し、施行させる。

ただし、新市発足時から新市の首長や議会が成立するまでの間（合併後あらためて制定するまでの間）条例、規則等が制定されないとなると、事務事業の円滑な移行に支障をきたし、住民にも不利益を招くおそれもあることから、その間に事務処理に不都合のないように、市長職務執行者が専決処分又は暫定施行させる必要がある。

【市長職務執行者】

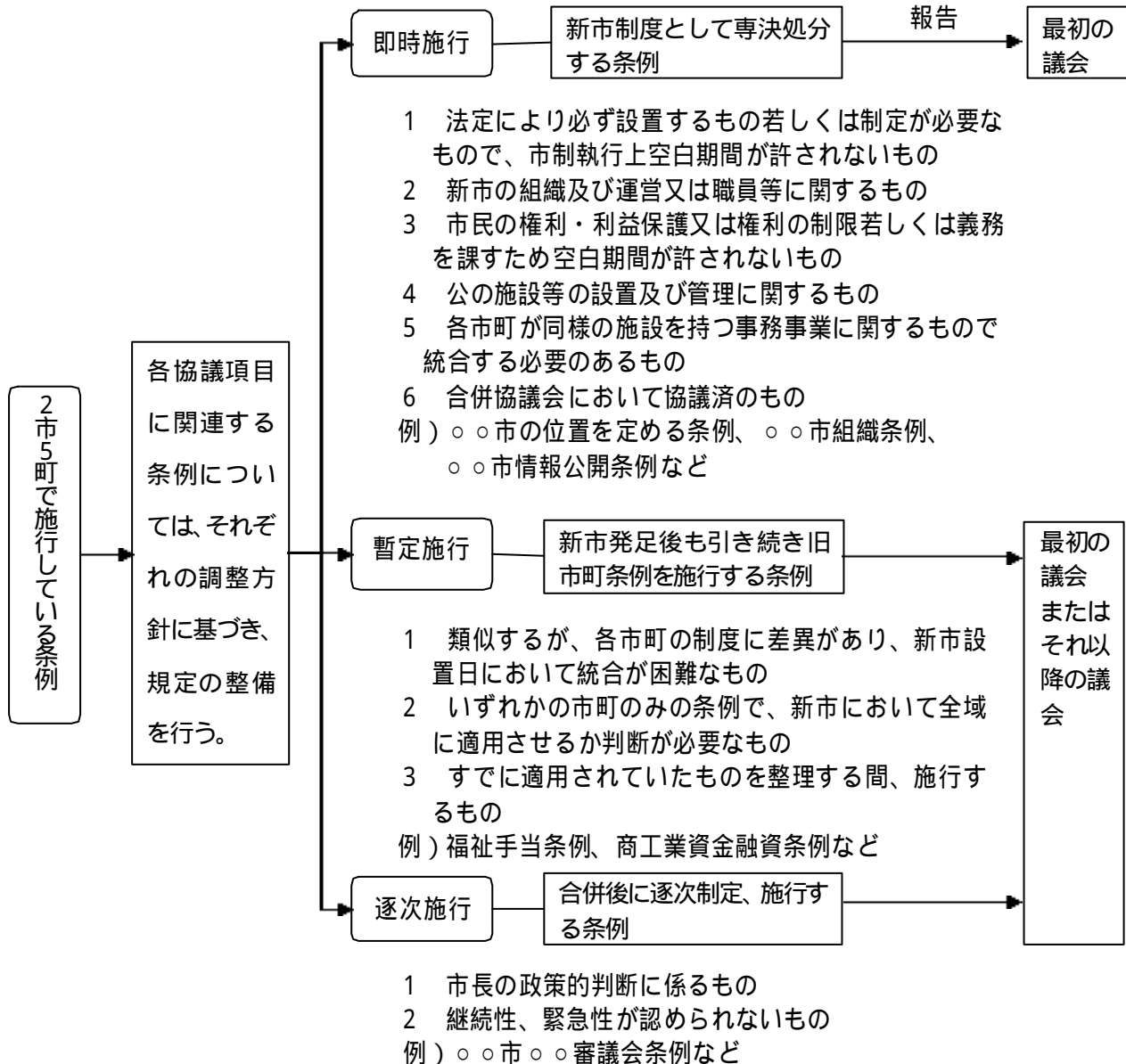
職務執行者は、2市5町の市長、町長が協議して決定する。（地方自治法施行令第1条の2）

職務執行者の権限

暫定予算の調製、執行（選挙費、人件費、事務費、維持管理費等）

条例、規則等の専決処分、暫定施行

(2) 条例の施行方法



2 先進事例（新設合併における条例・規則等の取扱い）

市名・合併協議会名	
あきる野市	(1) 2市町同一又は一方のみに定めている条例・規則等については、基本的に現行の例によるものとし、双方に相違又は類似している条例・規則等については、いずれかを基本として整理又は双方協議調整して統一化を図り、事務事業に支障のないよう<u>適切な措置を講ずるものとする。</u> (2) 使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議に係る2市町の条例・規則等については、<u>それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。</u>
篠山市	(1) 4町及び多紀郡広域行政組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。 (2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、<u>いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。</u> 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。
西東京市	条例・規則等の制定に当たっては、<u>合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</u> 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行されるもの 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 合併後、逐次制定し、施行させるもの
さいたま市	条例・規則については、<u>各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。</u>
安来市・広瀬町・伯太町合併協議会	1市2町の条例、規則等については、次のとおりとする。 (1) 1市2町に共通して制定されている差異のない条例、規則等については、現行の例により調整する。 (2) 1市2町ともに制定しているが内容に差異のあるもの及び数団体のみに制定されているものについては、<u>いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずる。</u>

協議第 8 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 1 5 年 2 月 2 8 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

合併協定項目 9 . 議会議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会で審議の上、案を作成して、協議会で決定する。

参考資料：別紙のとおり

出雲地区議員定数等調べ

地区	人口（国調） （H12.10.1）	地方自治法 91 条の市 町村議会議員の定数 （H15.1.26）	現員数 （条例での定数）	合併時（17・1）の直近選挙後 の任期	合併時（17・1）の残 任期間
出雲市	87,330人	30人	28(28)人	H15・4・27～H19・4・26	2年3ヶ月
平田市	29,006人	26人	20(20)人	H15・2・12～H19・2・11	2年1ヶ月
斐川町	26,816人	26人	20(20)人	H15・5・15～H19・5・14	2年4ヶ月
佐田町	4,576人	14人	14(14)人	H16・7・3～H20・7・2	3年6ヶ月
多伎町	4,215人	14人	12(12)人	H16・10・30～H20・10・29	3年9ヶ月
湖陵町	5,813人	18人	14(14)人	H15・5・10～H19・5・9	2年4ヶ月
大社町	16,020人	22人	18(18)人	H13・12・24～H17・12・23	11ヶ月
計	173,776人	150人	126(126)人		

参考資料

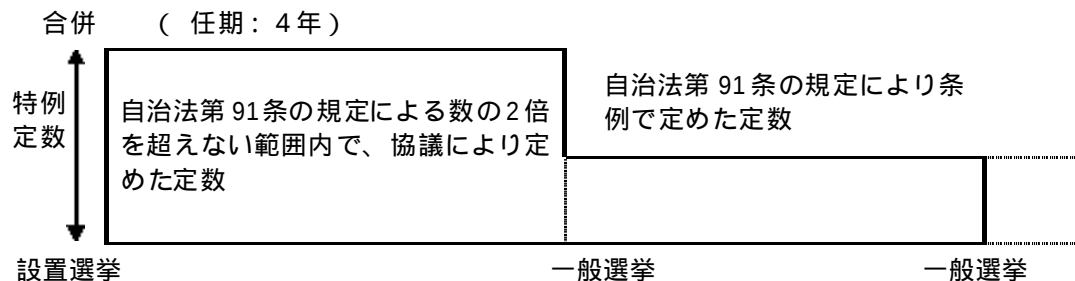
区 分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任 期	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で定める期間。
3 定 数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第254条）区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 地方自治法第91条第2項 人口10万以上20万未満の市 <u>34人</u> （平成15年1月1日から施行） * 人口 = 官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 （地方自治法第254条）	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 * 合併後の人口が 10万人以上20万人未満の場合 = 34人 2倍を超えない範囲 $34人 \times 2 = \underline{68人以内}$ この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなつたときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。（合併特例法第6条第1項）	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなつたときは、これに応じてその定数は第91条の規定に至るまで減少する。 7 市町議会議員総数 <u>126人</u>
4 選 挙 期 日	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	選挙を行わない。
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選 挙 区	条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第15条第6項） （合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第9条）	条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第15条第6項） （合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しない	

議会議員の定数特例・在任特例の概要（新設合併の場合）

1 定数特例（合併特例法第6条第1項）

設置選挙の際に、法定定数の2倍を超えない範囲まで定数を増加することができる。

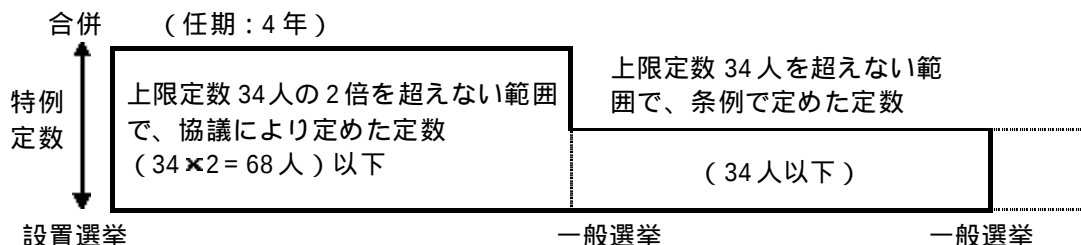
[法制度]



[新市の場合]

出雲地区7市町の人口（平成12年国勢調査）計173,776人

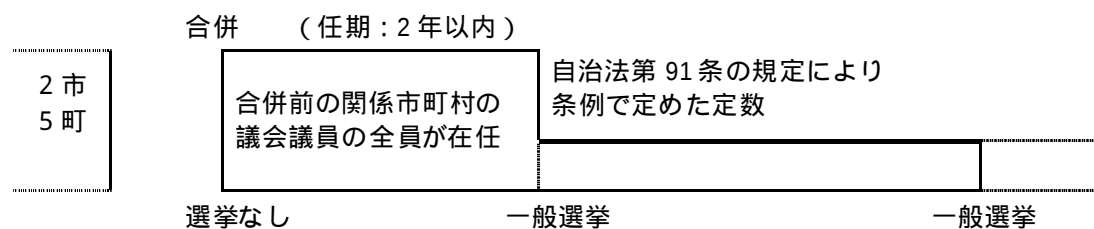
自治法第91条の上限定数 34人



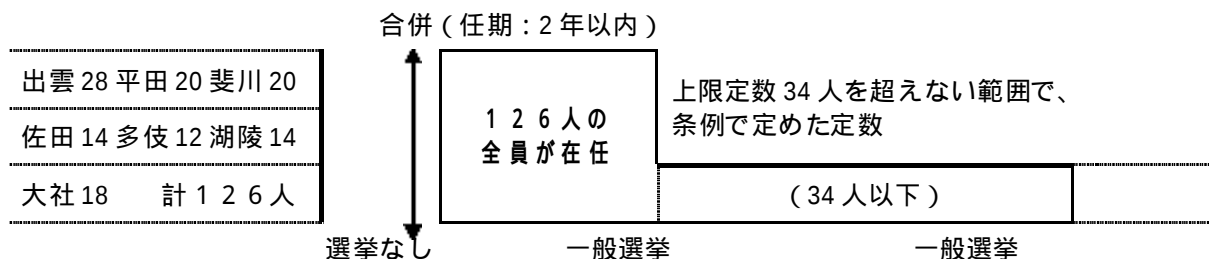
2 在任特例（合併特例法第7条第1項）

旧市町村の議員は、合併後2年を超えない範囲に限り、新市町村の議員でいることができる。

[法制度]



[新市の場合]



□ 議会議員の定数及び任期に関する法令

○地方自治法（昭和22年 法律第67号）

（市町村議会の議員の定数）＜平成15年1月1日から施行となる＞

第91条 市町村議会の議員の定数は、条例で定める。

市町村の市町村議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

五 人口10万人以上20万人未満の市 34人

（第一号から第四号及び第六号から第十一号は記載省略）

（任期）

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

（人口の定義）

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査またはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による。

○市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年 法律第67号）

（議会の議員の定数に関する特例）（平成15年1月1日の自治法改正後）

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定により定数に復帰するものとする。

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

1 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

○公職選挙法(昭和25年 法律第100号)

(選挙の単位)

第12条 (第1項、第2項、第3項は記載省略)

- 4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあっては、各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条 (第1項～第5項、第7項、第9項は記載省略)

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域を持って選挙区とする。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 (第1項、第2項、第4項、第5項は記載省略)

- 3 市町村の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

○公職選挙法施行令(昭和25年 政令第89号)

(人口に比例しない議員の定数)

- 第9条 市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる

。

出雲地区合併協議会設立記念シンポジウムの開催結果について

- 名 称：出雲地区合併協議会設立記念 出雲の國つくりを考える青年シンポジウム
- 日 時：平成15年2月16日(日)開会14:30
- 場 所：大社町 大社文化プレイスうらら館
- 主 催：出雲地区合併協議会、島根県
- 後 援：朝日新聞松江支局、読売新聞松江支局、毎日新聞松江支局、産経新聞松江支局、
中国新聞社、日本経済新聞社松江支局、山陰中央新報社、島根日日新聞社、
山陰放送、山陰中央テレビ、日本海テレビ、出雲ケーブルビジョン株式会社、
エフエム山陰
- 内 容：基調講演「合併と新しいまちづくりについて」(14:35～15:20)
島根県立大学総合政策学部教授 田嶋 義介氏
パネルディスカッション(15:30～17:15)
テーマ「語ろう出雲の國つくり」
コーディネーター ＊菊地 恵介氏(島根日日新聞社)
パネリスト ＊須谷 美生氏(出雲市在住。フリーライター、出雲市男女共同参画推進委員)
＊飯塚 大幸氏(平田市在住。一畑寺管長、平田市基本構想審議会委員)
＊岡野 重敏氏(斐川町在住。会社役員、出雲青年会議所会員)
＊永見 隆志氏(佐田町在住。団体職員、コミュニティ組織「中央みどり会」事務局長)
＊本田 一勇氏(多伎町在住。会社員、スィムラン発案者・実行委員長)
＊今岡 純子氏(湖陵町在住。湖陵町主任児童委員、湖陵町地域安全推進員)
＊長谷川一雄氏(大社町在住。会社員、大社町合併地域協議会委員)
要約筆記・会場アンケート実施
- 周知方法：各市町広報誌掲載
新聞折込チラシ(朝日・毎日・読売・産経・山陰中央)
新聞広告(島根日日)
- 開催状況：参加者 約350名
会場アンケート回答者 190名(アンケート結果別冊資料)
・コーディネーター・パネラーに新市の将来について語っていただき、その結果を後述のように報道されることとなった。
・会場アンケートを実施により、合併に対する住民意見を伺うことができた。
・アンケート結果からもわかるように、若い世代の参加が少なかった。
・各市町議会議員、行政関係者、協議会委員等の参加に比べ、一般の参加者が少なかったように思われる。
- 事後報道：出雲ケーブルビジョンで録画放映
3月2日(日)正午から3時間おきに5回放映
3月3日(月)6:00 から3時間おきに3回放映
島根日日新聞でシンポジウムの特集報道(報道内容別冊資料)
新聞各紙でシンポジウム実施報道

新市建設計画策定に係る住民アンケートの実施について（状況）

1. 調査票への意見について

【協議会委員の皆さまからのご意見と修正等について】

問．５、問．７に「周辺地域の整備」を追加して欲しい。（中心市街地の整備があるのだから周辺もあっても良いのでは。）

問．５、問．７に「周辺地域の整備」を追加しました。

今の時期のアンケートでは、法定協議会としての資料がないので答えようがないのでは。

任意協議会等で作成した資料のダイジェストを作成し、参考資料として送付しています。

わかりにくい、難しいのではないかな。

いくつかの設問の言葉を修正しました。

例：「幹線道路の整備」→「市と町を結ぶ主要な道路の整備」

「生活道路の整備」→「身近な道路の整備」等

問．５の各市町の現状への評価は不要では。未来についての質問で充分ではないか。

将来について考えるためには、現在の課題を把握することは大切だと考えますので原案のとおりとさせて頂きました。

抽出比率は１２％で同じでもアンケート結果は、抽出数の多い地域の意見が反映されるのではないかな。

問．１でお住まいをお尋ねしていますので、２市５町全体の集計と合わせて各市町ごとの分析も行います。

2. 調査票の送付、回収

平成１５年２月１４日（金）発送

平成１５年２月２６日（水）回答〆切

3. 調査票発送数

（各市町の調査数）

市町名	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	計
住民基本台帳人口 （１８歳以上）	70,184	24,055	22,065	3,841	3,475	4,841	13,557	142,018
抽出数	8,100	2,800	2,600	450	400	600	1,600	16,550
抽出比率	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%

（男女数）

男 7,855 女 8,695

4. 調査結果の報告時期

平成１５年３月２８日（第４回法定協）を予定